

第2回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和3年10月1日（金）9時00分～10時45分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、田中穂委員、森本委員

使用者代表委員 田中利明委員、平木委員、宮城委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、宮地監督課長、今井賃金室長

野口賃金室長補佐、田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

- (1) 最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (2) 関係使用者（発注元）からの意見聴取について
- (3) 関係労使からの意見聴取について
- (4) 金額審議について
- (5) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- (2) 最低賃金の改正決定について（諮問）
- (3) 最低賃金に関する基礎調査結果（鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金）
- (4) 書面による意見聴取（発注元）

- (5) 書面による意見聴取（関係労使）
- (6) 令和3年7月の鳥取県鉱工業指数（令和3年9月21日公表）
- (7) 法人企業景気予測調査結果（令和3年7月～9月期調査）（財務省中国財務局鳥取財務事務所）
- (8) 令和2年 所定内給与額（鳥取県）
- (9) 年度別、年齢別常用新規有効求職者数（鳥取県）
- (10) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業新規求人数推移
- (11) 鳥取県内の雇用情勢（令和3年8月）

6 議事内容

○野口賃金室長補佐 おはようございます。ただ今から第2回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会の成立について御報告をいたします。本日、欠席されている委員は、公益代表委員の石川委員でございます。また、使用者側委員の平木委員様におかれましては、間もなく到着されることと思っております。ただ今、委員9名のうち7名の委員が出席されており、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告いたします。

また、本日の専門部会は傍聴希望の申出はありませんでした。

それでは、今後の進行を佐藤部会長にお願いいたします。

○佐藤部会長 おはようございます。それでは議事に入る前に、第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会以降の経過について、事務局より説明をお願いします。

○今井賃金室長 おはようございます。それでは、説明申し上げます。

まず、9月16日に第1回の専門部会が開催されましたが、同日に、第530回鳥取地方最低賃金審議会が開催されたところでございます。この審議会におきまして、専門部会報告がございまして、資料の1ページにございまして、鳥取地方最低賃金審議会会長から鳥取労働局長に対して、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について「改正決定の必要性有り」との答申がなされたところ

ろでございます。

これを受けまして、資料の3ページでございますように、鳥取労働局長から鳥取地方最低賃金審議会会長に対して、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の諮問を行ったところでございます。

さらに、この本審におきましては、最低賃金審議会令第6条第5項でございます「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」との決議がなされました。このほか、本日御説明いたします書面による意見聴取の実施について御了解いただいたところでございます。

以上が審議状況でございます。

[平木委員着席]

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。では、議事の1番目、最低賃金に関する基礎調査結果等について、事務局から御説明をお願いします。

○今井賃金室長 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金に関する基礎調査結果の、詳細は資料の7ページ以降にお示ししているところでございます。調査結果の概要を報告いたします。

[資料説明]

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、ただ今の事務局からの説明について質問、御意見等ありましたらお願いします。特に無いようでしたら、先に進めますがよろしいですか。

では、議事の2番目、関係使用者（発注元）からの意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

○今井賃金室長 関係使用者、いわゆる発注元の意見聴取につきましては、第530回の本審で御報告いたしましたとおり実施をしたところでございます。意見聴取の実施要領は、資料の47ページでございます。鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の審議に際して、業界における下請発注に係る状況を把握し、審議に反映させるため、県内の主要事業所から発注者としての下請取引状況や意見を書面により収集することを目的として、県内で労働保険の成立している事業所のうち、電気機械器具製造業として、常用労働者数50人以上として把握している事業所、32事業所に書面による意見聴取を依頼いたしました。

こちらの締切りは10月4日でございますので、現在、回答を集計中でございます。締

切り後の状況は、次回の専門部会で報告いたしますが、本日お手元に委員限りの資料といたしまして、中間報告の結果につきましてお配りしております。委員限りといたしましたのは、個人情報に配慮してということでございます。委員限り資料の資料ナンバー1が、書面による意見聴取（発注元結果中間発表）でございます。

以上でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

今、事務局から御説明いただきましたが、この件について御質問、御意見ありますでしょうか。特に無いようでしたら、先に進みます。

それでは、議事の3番目、関係労使からの意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

○今井賃金室長 説明を申し上げます。関係労使からの意見聴取については、二つ実施するというところで、第530回鳥取地方最低賃金審議会で御報告し、そのとおり実施しておりますので御報告いたします。

まず、1点目の意見の提出についてでございますが、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定につきまして、9月16日から10月6日までの間で、公示により関係労使からの意見の受付を行ってございます。現在締切日の5日前の状況でございますが、現時点で意見の提出はございません。次回の専門部会において、締切り後の状況を報告したいと存じます。

次に、2点目の関係労使からの書面による意見聴取の実施でございます。実施要領につきましては、資料の51ページでございます。電機の特定最低賃金の改正決定の審議に際して、関係労使の意見を反映させるため、今年度の最低賃金の基礎調査で有効回答された電機の特定最低賃金の適用を受ける42事業所の労使に対して実施してございます。54ページ、55ページに使用者から聴取する事項、56ページ、57ページに労働者から聴取する事項をお示ししてございます。58ページから59ページまでは依頼するに際しての依頼文書でございます。これらの締切りは10月4日でございますので、現在、回答を集計しているところでございます。締切り後の確定の状況は、次回の専門部会で御報告いたしますが、中間の状況につきましては、これも個人情報等に配慮して、委員限りで本日机上配付させていただいております。現在のところ、3割強の回答を頂いているところでございます。中間報告となって申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

その他の資料の説明を、併せて行わせていただきます。

〔資料説明〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、今の説明について御意見、御質問等ありますでしょうか。その前の議事の1番、2番の件についても質問があればお受けいたしますが、いかがでしょうか。特にありませんか。大丈夫ですね。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。議事の4番目、金額審議に入りたいと思います。労働者側、使用者側それぞれの御意見を頂きたいと思うのですけれども、その前に地域別最低賃金の専門部会のと様と同様に、最初に今後の進め方について、労働者側の河村委員と使用者側の宮城委員と私との三者で打合せをさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、10分程度休会とさせていただきます。会場の準備をお願いいたします。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 それでは、再開をさせていただきたいと思います。

今、三者で打合せをさせていただきましたが、労働者側、使用者側それぞれで、まず打合せをされたいということでしたので、これから労働者側、使用者側それぞれ分かれて協議をしていただきたいと思います。事務局は会場の準備をお願いします。

時間は何分ぐらい必要になりますか。（「20分ぐらい」「20分」と呼ぶ者あり）

20分ぐらいですね。

それでは、20分間休会をさせていただきたいと思います。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 それでは、再開したいと思います。

両者、今、話し合いをしていただいたと思うのですけれども、御意見等がありましたらお願いしたいと思います。

○河村委員 それでは、労働者側委員の河村からお話しさせていただきます。先ほど労働者側、使用者側で双方分かれて協議をいたしましたので、この時点で労使でお話をさせていただく機会を頂ければと思います。よろしくをお願いいたします。

○佐藤部会長 それでは、今、労使でお話をされたいという御提案を頂きましたが、使用者側の方はそれでよろしいでしょうか。

○宮城委員 よろしいです。

○佐藤部会長 では、事務局は会場の準備をお願いします。

お時間はどれぐらい必要でしょうか。

○宮城委員 30分。

○河村委員 30分ぐらいですかね。

○佐藤部会長 では、30分間休会したいと思います。

〔労使協議〕

○佐藤部会長 それでは、再開したいと思います。

では、労働者側から御意見等を頂きたいと思います。

○河村委員 先ほど労使で協議をさせていただいた内容の報告ですので、もし、追加の御意見があれば、使用者側の委員の皆さんからも御意見を頂きたいと思うのですが、先ほど労使で、第1回の専門部会で頂いた資料を基に、現状の電機産業の立ち位置や状況を確認しながら、情報交換をさせていただきました。ただ、今回も新しいデータを頂きましたし、加えて、まだ途中ですけれども、アンケートの状況も頂きましたので、今日頂いたデータを基に、お互いがもう少し分析をして検討していこうということで、今日のところは終わらせていただきました。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

使用者側、何か追加はありますか。

○宮城委員 特にございません。

○田中穂委員 いいですか。

○佐藤部会長 では、田中穂委員、どうぞ。

○田中穂委員 もう少し補足させていただきますけれども、現実論で言えば、改正決定の必要性有りということで、協約が834円なので、改正するとしても金額は822円から834円までの間になるということです。地域別最低賃金が6日から821円に上がるということを踏まえ、その辺をどう見ていくか。特に、今日の資料の35ページを見ますと、現状ではやはり810円というところに非常に大きな山があるわけでございまして、これが6日からは821円に移行するというのは、もう事実ですから、その辺をどう見て対応、判断していくかということです。それから、アンケートの回答数もまだ少ないのですが、特に810円ぐらいのところの労働者の思いはどうなのか、使用者の思いはどうなのかというところをやはり深掘りして対応していかなければならないということ。また、本当にコロナの影響がどうなのか、指標では利益は上がったと書いてありますが、実際、平木委員も言われていましたが、前年1,000万の赤字で、今年は200万の赤字でも

プラスに転じた表示になるため、もう少し生データを分析しなければ、なかなか賃上げにはたどり着かないのではないかというような意見がありましたので、それは多少時間をかけて議論を深めていく必要があるのではないかと労使で確認し合ったところでございます。最後には何とか労使で合意しましょうということも、お互いの発言の中にありましたので、そういう方向に向けて議論を深めていきたいということを御報告させていただきたいと思っております。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○宮城委員 一つだけ質問してもいいですか。

○佐藤部会長 はい。

○宮城委員 今日の委員会限りの資料の1ページのⅢ②に、過去5年以内の円高等の理由による下請代金の引下げについてはないと書いてあります。③の過去5年以内の下請事業所からの下請代金の引上げ要請について、求められてきたことはなかったというのが4社で、複数回答ですから、原材料の高騰で上げてもらいたいという要請が2あったなどいろいろあるのですけれども、2ページの⑤を見ると、いわゆる下請代金の引上げを求められた場合、協議に応じているというのは5社で100%になっていますよね。ということは、③の原材料の高騰で引上げ要請があったなど、複数回答になった会社は5社でよろしいですか。下請との取引があるのは全体の15社のうち9社で、Ⅲ③で求められたことがなかったというのが4社ですが、これは下請との取引のあった9社のうちの4社ということでよろしいですか。

○今井賃金室長 はい。

○宮城委員 その残りの5社については、過去5年以内に複数の理由で引上げ要請があったけれども、過去1年以内で要請されたところは9社のうち3社ある。⑤で、そういう要請があったときには5社が協議に応じているという見方でよろしいわけですね。

○今井賃金室長 はい。

○宮城委員 下請との取引がある9社を対象とした回答ということですね。Ⅲ③については、求められたことがなかったというのは除外して、その下のいろいろな原材料の高騰などの引上げ要請の理由というのは複数回答になっているということで、トータルで11になっているということですね。そう見ればいいわけですね。

○今井賃金室長 はい、そのとおりです。

○宮城委員 分かりました。

○平木委員 これですが、問題は協議には応じているというところで、どこも協議には応じてくれます。

○宮城委員 結果として上げましたか、と。

○平木委員 話をしても、うちももうかっていないのにこんなものできるか、どこに出すことができる根拠があるのかと、そこで話は終わります。ここにはそれも協議のうちに入っているのですよね。だから、話は聞いてくれて、結果として値上げにつながったというところが何社あるのかっていうのも知りたいですね。

○宮城委員 対応したなどね。

○平木委員 そうですね。向こうが100円と言うのを50円で決まったということであれば、まだいいのです。ただ、100円値上げしてくれと言っても、知らないよと言われて終わってしまうことも協議です、という話です。

○田中穂委員 協議でしょう。

○宮城委員 協議ですね。マル・バツも協議ですよ。（「うん」と呼ぶ者あり）

○今井賃金室長 また、それを次回以降のアンケートのときに工夫したいと思います。すみません。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○宮城委員 いつだかそういうアンケートを取ったら対応していないというのがほとんどでした。下請業者から見て改善されたというのは、ほとんどなかったような記憶があります。実のところ、下請けは行政に掛かっているのです。

○佐藤部会長 ほかに御意見ありますでしょうか。無いようでしたら、先ほど御発言いただいた方針で、次回以降も進めていくということを確認したいと思います。

では、5番目、その他に行きたいと思いますが、今後の日程について、事務局からお願いします。

○今井賃金室長 お手元に第530回の審議会でお配りした開催日程（案）をお配りしております。次回の第3回特定最低賃金専門部会は、10月7日木曜日、9時、同じこの場所で行うこととなります。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。第3回専門部会は、10月7日の9時からということになりますので、また御出席よろしく申し上げます。

そのほか、何かございますでしょうか。

○今井賃金室長 特にございません。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、本日予定した議事は以上となりますが、各委員から発言などありますでしょうか。特にありませんか。

では、次回、また冒頭に私と河村委員と宮城委員の方で打合せをさせていただいた後、本日の方針に従って進めてまいりたいと思いますので、またよろしくをお願いします。

では、以上で本日の専門部会を終了したいと思います。ありがとうございました。

署名

部会長

委 員

委 員